

逗子市健康増進・食育推進計画懇話会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）及び食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき定める逗子市健康増進・食育推進計画の策定、改定及び推進に当たり、広く市民等の意見を聴取することを目的に逗子市健康増進・食育推進計画懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 公共的団体の推薦を受けた者
- (3) 運動に関する活動を行っている団体の推薦を受けた者
- (4) 食育に関する活動を行っている団体の推薦を受けた者
- (5) 小坪漁業協同組合の推薦を受けた者
- (6) 逗子市商工会の推薦を受けた者
- (7) 逗子市立小学校長会の推薦を受けた者
- (8) 逗子市立中学校長会の推薦を受けた者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他市長が特に必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(アドバイザー)

第3条 市長は、懇話会の開催に当たり、健康増進及び食育について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(部会の開催)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、部会を開催することができる。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、国保健康課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(逗子市健康増進計画推進懇話会運営要綱及び逗子市食育推進懇話会運営要綱及び逗子市食育推進計画担当者会議の設置及び運営に関する要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 逗子市健康増進計画推進懇話会運営要綱（平成 26 年 4 月 1 日施行）
- (2) 逗子市食育推進懇話会運営要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）
- (3) 逗子市食育推進計画担当者会議の設置及び運営に関する要綱（平成 24 年 1 月 1 日施行）